

令和元年12月23日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 片山 登志子 殿
担当 袋井 殿

株式会社イーエムアイ
情報通信事業部
取締役 長谷部 諒



回答書

株式会社イーエムアイ宛に頂戴いたしました令和元年11月28日付、要請書につきまして、本書をもって回答いたします。

1. 貴社が定める「旧2年割つなぎ放題コース」及び「旧3年割つなぎ放題コース」の契約更新月以外での契約解除料（「旧2年割つなぎ放題コース」は1万5,000円、「旧3年割つなぎ放題コース」は2万円）を、消費者契約法9条1号の平均的損害を超えないものに変更するよう求めます。

回答

弊社プロバイダMOUインターネット「旧2年割つなぎ放題コース」「旧3年割つなぎ放題コース」契約解除料を令和2年2月1日以降9,500円に変更します。

令和2年2月1日に設定したのはMOUインターネットの書面、ホームページなどの変更で時間がかかる為です。

以上